

### 「公益信託『百間川』水とみどり基金」助成先募集について

当行では、公益信託受託第1号として「公益信託『百間川』水とみどり基金」を運営しております。当基金では、百間川およびその周辺の良好な水辺空間の形成が図られることを目的として、第12回目の助成先の募集をおこないます。みなさま方からの多数のご応募をお待ちしております。

募集期間 (助成申請書受付期間)	平成26年1月29日(水)～3月31日(月)(当日消印有効)
助成事業の内容	百間川およびこれに関連する河川における次に掲げる活動(ただし、政治的、宗教的宣伝を意図するものおよび営利を目的とするものは除く) (1)水辺活動 (6)人材育成活動 (2)啓発活動 (7)水辺環境整備活動 (3)環境教育活動 (8)災害時支援活動 (4)学習講座活動 (9)その他この基金の目的に基づく活動 (5)調査研究活動
助成総額	300万円程度
一件あたりの助成金額	活動の所要額を限度とし、30万円以内
助成の決定	平成26年6月上旬頃に申請者全員に書面による通知を予定
助成金交付時期	平成26年6月上旬

パンフレット、応募要項および助成申請書は、当行の本支店に備え付けております。  
また、当行ホームページ(<http://www.chugin.co.jp/>)より、プリントアウトしてご利用いただけます。

#### 【ご参考】

公益信託とは、公益活動を目的とする信託で篤志家や団体など(委託者といいます)が、社会一般の利益(公益目的といいます)のために受託者に財産を委託し、受託者による管理・運営によって、その公益目的を実現する制度です。

以上